



相続税の申告書を作成した勤務税理士の専門家責任

～制限納税義務者の債務控除においては国籍法の確認を！～

税理士に対する損害賠償請求訴訟は、多発していますが、この度、相続税の申告書の作成を受任した所長税理士のみならず、申告書を作成した勤務税理士についても損害賠償責任を認める初めての判決が言い渡されました（平成26年2月13日東京地裁、TAINSコードZ 999-0145）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

被相続人Aは平成20年3月5日に日本国内で死亡しました。Aの相続人らは、被告税理士の経営する税理士事務所に相続税の申告を依頼し、税理士は、同年12月相続税の申告納税を済ませました。

その後、国税局の調査により、原告甲が制限納税義務者（アメリカ合衆国の国籍を有し、かつ、同国内に住所を有する者）であったのに、相続税法第1条の3第2号の規定を看過し、本来控除できない制限納税義務者の債務を過大に控除して、過少申告となっていたことが明らかになったため、修正申告を行い、これにより、相続税額が増加し、延滞税及び過少申告加算税が課されることとなりました。原告甲・乙は、税理士である被告らによる相続に関する助言、相続税の申告等に過誤があったことによって損害を被ったと主張して、被告税理士らに対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めたという事案です。東京地裁は、原告の請求について、所長税理士に対しては債務不履行に基づき1059万7400円、勤務税理士に対しては不法行為に基づき1164万7400円の支払を命じました。

2. 東京地裁の判断

本件においては、原告らと契約関係にあるのはa会計事務所の経営者である被告所長税理士であり、勤務税理士らは、原告らとの間に契約関係はないが、同事務所に所属する税理士として所長を補助する立場にあったということができる。

遺言書は、原告甲に相続分の全部を指定し、遺産の全部を取得させる旨の遺産分割の方法を指定したものであり、相続債務を含む全ての遺産は、被相続人の死亡の時に原告甲に承継されたものと認められる。原告甲は弁護士に委任し、被相続人死亡後の平成20年3月24日、遺産の一部である土地について、相続を原因として所有権移転登記手続を行ったことにより、同日に単純承認をしたものとみなされ、同日以降は相続放棄及び本件遺言による利益の放棄を行うことができず、同日以降は、原告乙が原告甲に対して遺産の配分を求めるためには、法律上、遺留分減殺によるほかない。

勤務税理士は、「原告甲はアメリカ合衆国の国籍を取得した」旨の回答を受けた時点で、一般人であれば原告甲が日本国籍を有しない制限納税義務者であるとの疑いを持つに足りる事実を認識したといえるところ、国籍法の規定を確認せず、どのような場合に日本国籍が失われるかを認識しなかったのであるから、事実関係の究明をすべき義務に違反したというべきである。

本件申告手続の受任者である所長税理士は、申告手続の履行について、勤務税理士を履行補助者としていると解することができ、注意義務違反が認められることから、債務不履行責任を負うというべきである。しかし、所長は、原告甲がアメリカ合衆国の国籍を取得していると認識していたことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、過失は認められず不法行為責任を負わない。一方、申告に係る事務担当者である勤務税理士は、原告らとの間に契約関係は認められないが、税理士としての注意義務に違反したことにより過失を肯定することができるので、不法行為責任を負うというべきである。
(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判12頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。